

佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（6月～3月分）

特記仕様書

令和7年（2025）年度

佐賀空港事務所

目 次

1 総則

- 1. 1 目的
- 1. 2 適用
- 1. 3 委託期間

2 用語の定義

- 2. 1 航空灯火施設
- 2. 2 電気施設
- 2. 3 保守
- 2. 4 整備作業所
- 2. 5 業務責任者
- 2. 6 空港制限区域
- 2. 7 R A G業務
- 2. 8 仕様書
- 2. 9 特記仕様書

3 委託業務の内容

- 3. 1 通常点検
- 3. 2 電源局舎駐在業務及びR A Gによる灯火運用業務
- 3. 3 応急復旧工

4 委託業務実施体制

- 4. 1 委託業務要員の資格等
- 4. 2 必要とする委託業務要員の名簿等
- 4. 3 作業可能時間帯
- 4. 4 業務責任者および技術管理者
- 4. 5 安全管理責任者
- 4. 6 通常点検
- 4. 7 電源局舎駐在業務及びR A Gによる灯火運用業務
- 4. 8 応急復旧工

5 委託業務の質の設定

- 5. 1 委託業務の質
- 5. 2 委託業務の各作業種別において確保すべき水準

6 費用負担等に関する留意事項

- 6. 1 現場事務所の設置
- 6. 2 光熱水料
- 6. 3 車両
- 6. 4 工具及び測定器、雑材料等
- 6. 5 支給材料
- 6. 6 物品の貸与

7 報告等について

- 7. 1 業務計画書
- 7. 2 作業予定表及び作業計画書等
- 7. 3 業務実績報告書等

8. その他の事項

- 8. 1 施設破損の禁止
- 8. 2 些細な事項の実施
- 8. 3 身分証明の携帯等
- 8. 4 秘密の保持
- 8. 5 通知義務
- 8. 6 業務の引継（教育）
- 8. 7 関係官公署への手続き
- 8. 8 現場管理
- 8. 9 書類の整備
- 8. 8 現場管理
- 8. 9 書類の整備
- 8. 10 非常時の対応
- 8. 11 検査
- 8. 12 法令等の順守

1. 総則

1. 1 目的

この佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（６月～３月分）（以下「委託業務」という）は、公共交通機関として利用されている空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保するために、佐賀空港の敷地内外に設置される航空灯火、エプロン照明灯及び道路駐車場灯等並びにその航空灯火等に電力を供給するための電気施設、構内配電線路・通信線路のマンホール・ハンドホール及び幹線ダクトについて、航空法第４７条第１項に基づき、適切に管理することを目的とする。

委託業務に当たっては、「佐賀空港機能管理規程（セイフティ編）」を十分に理解した上で実施するものとする。

また、佐賀空港の航空灯火及び電気設備等の安全性、機能性及び経済性の向上を図り、経年使用による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、積極的に維持・管理を行い、佐賀空港の機能の保持と耐久性の向上を図るものとする。

この特記仕様書は、委託業務の一般管理及び運転・監視業務等の内容について示すものである。

1. 2 適用

委託業務の実施は、本特記仕様書及び佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（６月～３月分）仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者（以下「県」という。）と受託者で協議する。

1. 3 委託期間

委託期間は、令和７年６月１日から令和８年３月３１日までの１０か月間とする。

2. 用語の定義

2. 1 航空灯火施設

「航空灯火施設」とは、悪気象条件時や夜間において、滑走路の方向、滑走路までの距離及び滑走路の形状などを明示して、離着陸中又は地上走行中の航空機のパイロットに必要な視覚情報を提供して、航空機の運航の安全を支援する航空灯火及びその他航空保安上必要な灯火並びにこれらに付帯する受配電設備、監視制御設備及び電線路をいう。

2. 2 電気施設

「電気施設」とは、航空灯火施設など航空の用に供する施設のための受配電設備、電線路及び道路照明施設をいう。

2. 3 保守

「保守」とは、航空灯火施設等の機能の低下を防ぎ、障害を未然に防止するため、必要な点検及び補修並びにこれに付随する事務を行うことをいう。

2. 4 整備作業所

「整備作業所」とは、本委託業務対象施設が設置されている場所で通常点検などにより交換した各種灯器の分解点検及び性能試験を行う作業場所をいう。

2. 5 業務責任者

「業務責任者」とは、委託業務契約書の定めるところにより本委託業務の契約の履行に関し、当該現場に常駐し、その運営、取締り等、当該権限の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約内容の一切の権限を行使できる者をいう。

2. 6 空港制限区域

「空港制限区域」とは、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、その他空港条例第9条の規定に基づき知事が標示する区域をいう。

2. 7 RAG業務

管制業務または飛行場対空援助業務の実施されていない空港でその空港周辺を航行する航空機にVHF無線電話により必要な管制通報及び伝達、その他航行の安全に必要な情報を提供する業務をいう。

2. 8 仕様書

「仕様書」とは、佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（6月～3月分）仕様書をいう。

2. 9 特記仕様書

「特記仕様書」とは、本特記仕様書のことをいう。

3 委託業務の内容

3. 1 通常点検

通常点検は、県が別途専門業者に発注する定期点検以外の点検で、あらかじめ定められた点検内容及び点検周期に基づき、計画的に各機器の清掃、細部の目視又は直接操作による駆動状態の確認、測定、調整、状態を診断するほか、消耗部品の交換等を行うために航空灯火施設等を停止した状態で行う作業であり内容は下記のとおりとする。

- （1）点検は、航空機の運航とその安全を優先し、作業を行うこと。
- （2）点検内容及び点検周期は、別に定める仕様書による。
- （3）作業を行うにあたっては、必要と認める場所について、制限区域内安全監視員を配置すること。

(4) 航空灯火施設の消灯又は電気施設の停電を必要とする点検作業を計画する場合は、航空機の運航時間帯を考慮し、監督職員と調整してその指示に従って行うこと。

(5) 委託業務技術管理者

受託者が実施する保守のうち、監督職員との連絡調整等を実施するために技術管理者を配置するものとする。なお、技術管理者は、業務責任者との兼任及び項目ごとに担当者を複数配置してもよい。

技術管理者の主な業務は次のとおりとする。

(ア) 各種灯器の構成部品の取付チェックリストの作成

(イ) 各種灯器の交換作業に対する点検整備計画表の作成

(ウ) 作業の効率を良くするための使用工具、治具の改良及び作業方法の提案

(エ) 各種灯器の良否の判定、試験データの整理、分析の補助及び改善事項等の提案

(オ) 整備作業所で使用する材料及び機器等の管理

(カ) 整備作業所内で作業する者に対して、監督職員の指示する事項の周知

(キ) 灯火補用品の入庫、出庫の管理及びデータの整理

(6) 点検作業の記録と報告

点検作業において、不具合等を発見又は修繕した場合は、日報等書面で必ず監督職員に報告すること。なお、緊急を要する場合は口頭で速やかに報告すること。

3. 2 電源局舎駐在業務及びRAGによる灯火運用業務

航空保安施設に電力を供給する施設及び航空灯火施設の状態を監視する施設が設置されている電源局舎の監視室にて、航空灯火施設等が規定値で運用されているか、異常はないかなどを監視装置又は各機器にてその運転状態を監視し、制御すること、RAGによる灯火運用業務のために電源局舎監視室に駐在すること。また、障害が発生した場合は速やかに連絡通報及び初動対応等を行うこと。

(1) 電源局舎駐在業務の内容

監視室駐在業務の主な内容は次のとおりとする。

なお、監視装置及び定電流調整装置とは、仕様書に定める設備とする。

(ア) 航空灯火施設等の運用状態を監視装置にて目視確認する作業

(イ) 仕様書に基づく日常点検、臨時点検の実施

(ウ) 定電流調整装置など航空灯火施設に使用される機器の予備器を試運転させる業務

(エ) 監視装置などに取り付けられている表示ボタン（操作場所「遠方／直接」が表示）の確認及び記録作業

(オ) 航空灯火施設等の監視装置に取り付けられている表示ボタン（灯火操作権「管制塔／監視室」）の確認及び管制塔への連絡

(カ) 航空灯火施設等の監視装置から印字・出力される日報、月報、年報の確認と整理

(キ) 電源局舎内整理整頓、施錠確認

(ク) その他監督職員の指示する事項

(2) 日常点検、臨時点検及びライトチェックの内容

(ア) 日常点検

日常点検とは、目視（変色）、聴音（異音）、嗅覚（異臭）、触接等の簡易な方法により、巡回しながら航空灯火施設等を運転（充電）した状態で日常的に行う点検をいう。

日常点検の対象施設、点検内容及び点検周期は、仕様書による。

(イ) 臨時点検

臨時点検とは、航空機事故、地震、台風等の災害発生直後又はその他の理由における航空灯火施設等の障害が発生した場合に臨時に行う点検をいう。

点検内容は、以下の内容によるほか、仕様書による。

- 1) 臨時点検を行う場合は、監督職員の指示により航空灯火施設等の異常の有無の確認を行う。
- 2) 台風などの自然災害が想定できる場合は、監督職員の指示に基づき防護対策を行い、事象経過後には必要に応じ点検・復旧する。
- 3) その他電源局舎監視室駐在により点検が必要と思われる場合及び監督職員が指示する場合に実施する。

(ウ) ライトチェック

点検内容は以下の内容によるほか、仕様書による点検実施区分「日常点検」を実施すべき設備の点灯状況を確認すること。

- 1) 点検対象施設は、別に定める航空灯火施設及び道路照明施設等とする。
- 2) 点検により航空灯火施設の点灯状態及び取付状態等の異常の有無を点検するとともに、航空灯火施設に断芯があった場合には、電球交換など軽微な補修を行うこと。
- 3) 巡回周期は、毎日1回以上とする。なお航空機の運航に支障がない実施時間及び巡回経路となるように監督職員が別に指示するものとする。
- 4) 点検の実施にあたっては、発注者から貸与される無線機を常時携帯し、管制塔（航空管制運行情報官）及び佐賀県佐賀空港事務所と常時連絡できる状態にし、双方の指示に従って行うこと。

(3) 点検の記録と報告

(ア) 点検作業においては、仕様書に基づき、各施設毎にチェックリストを作成して実施すること。

(イ) チェックリストは、点検実施後ファイルに整理し、監督職員から指示された場合は提示すること。

(ウ) 点検作業において、不具合等を発見又は修繕した場合は、日報等書面で監督職員に報告すること。なお、緊急を要する場合は口頭で速やかに報告すること。

(4) 異常を認めた場合又は異常の恐れがある場合の措置

航空灯火施設等の状態監視、日常点検又は、ライトチェックにおいて、異常を認めた場合又は異常の恐れがある場合は、監督職員が提示する連絡体制表に基づき速やかに必要な連絡と措置を講じること。

ただし、監督職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

(5) R A Gによる灯火運用業務の内容

佐賀空港の航空灯火の運用は、国土交通省大阪航空局佐賀空港出張所の航空管制運行情報官（以下「管制塔」という。）が実施しているが、その管制塔運用時間は、8：00～ 19：30までとなっており、それ以外の佐賀空港の運用時間帯については、航空灯火の設置管理者である県が行うこととなっている。

そのR A Gによる灯火運用業務の主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 管制塔から航空灯火運用の操作権を引き受け、県の指示による灯火監視操作卓の運用を行うこと。また、R A G運用時間終了時は、管制塔に操作権を引き渡すこと。
- (イ) 灯火運用業務の具体的内容は、別に定める「R A G時間帯運用マニュアル」によるものとする。

3. 3 応急復旧工

定期点検、臨時点検又は日常点検で発見された航空灯火施設等の障害について、監督職員の指示に従い支給材料又は消耗品等により障害発生前と同じ状態に応急的に復旧する作業又は工事を行うことをいう。

(1) 主な作業の内容

- (ア) 現場に設置している航空灯火施設の灯器等の交換
- (イ) 現場に設置している配電盤等の機器の消耗部品等の交換
- (ウ) 現場に設置しているケーブルの絶縁抵抗の測定（絶縁不良箇所の特定調査）
- (エ) その他監督職員の指示する事項

(2) 記録と報告

応急復旧工を実施した場合は、障害内容、復旧作業内容等を記録し、監督職員に報告すること。

4. 委託業務実施体制

4. 1 委託業務要員の資格等

委託業務要員は、次に示すいずれかの資格を有すること。

- (1) 電気工事士法第4条に規定する電気工事士免状を有する者で業務を十分遂行できる者
- (2) 電気事業法第44条第1項第1号、2号及び第3号に規定する主任技術者免状を有する者で業務を十分遂行できる者

4. 2 必要とする委託業務要員の名簿等

- (1) 受託者は、委託業務要員（予備員を含む。）の氏名及び資格等のコピーを業務要員名簿に記載し県に提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたり前項の有資格者 8 名以上を確保すること。（うち 1 名以上は、第 1 種電気工事士又は、電気主任技術者の資格を有するものとする。）
- (3) 県は、業務責任者を含めた業務要員が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるものがあるときは、その理由を明示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

4. 3 作業可能時間帯

点検業務における作業可能時間帯は、原則として次のとおりとする。

昼間 08：30 ～ 17：15

夜間 00：00～06：00

なお、航空機の運航状況により、作業開始時間又は作業終了時間が変更となる場合がある。

4. 4 業務責任者および技術管理者

- (1) 受託者は業務責任者及び技術管理者を配置しなければならない。
- (2) 業務責任者と技術管理者は兼任することが出来る。

4. 5 安全管理責任者

- (1) 受託者は、本委託業務を安全に実施するため、安全管理責任者を指名すること。
- (2) 安全管理責任者は、作業予定の割振りを決定する場合、作業班毎に安全管理担当者を指名し、安全管理責任者の業務を補助させること。
- (3) 安全管理責任者は、下記の業務を行い、安全管理担当者は同業務を補助すること。
 - (ア) 監督職員から安全に関する情報・指示があった場合は、遅滞なく作業員に周知し、安全を図ること。
 - (イ) 現場作業において安全上の問題等が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止対策を実施すること。
 - (ウ) 作業中での「ヒヤリ・ハット」、不安全な箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面により報告すること。
 - (エ) 県が行う安全に関する活動、会議、ミーティング等に監督職員から参集要請があれば参加すること。
 - (オ) 障害や不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
 - (カ) 県が実施する航空機事故対策総合訓練等に監督職員から参集要請があった場合は参加すること。

4. 6 通常点検

(1) 制限区域内安全監視員の業務

- (ア) 制限区域内安全監視員は、県から貸与された無線機を常時携帯し、常に管制塔（航空管制運行情報官）からの連絡に対応できる体制とする。
- (イ) 制限区域内安全監視員は、安全監視に専念し、常に航空機の運航に注意を払い、自主的あるいは航空管制運行情報官の指示に従って、迅速に作業員を安全な区域に退避させること。
- (ウ) 作業員の退避に際しては、灯器等を取り外したままとしない、部品及び工具等を存置しない等の確認と指導を行うこと。

(2) 制限区域内安全監視員の配置及び夜間作業の範囲

- (ア) 航空機の運航への影響並びに作業の安全を図るために、制限区域内安全監視員を配置すること。

なお、滑走路等を閉鎖して作業を行う場合であって、航空機の運航がない場合（航空機を牽引し移動する場合は除く。）は、制限区域安全監視員を配置する必要はない。

- (イ) 点検作業を行う場合は、当該滑走路等の閉鎖確認のため、監督職員に対し無線による作業区域侵入の許可を受けてから作業を実施すること。

制限区域内安全監視員の配置及び夜間作業の範囲は、別図「灯火作業区分図」による。

(3) 保安要員の配置

発注者が指定する道路照明施設等の点検作業においては、通行車両に対する安全を図るため、受託者が保安要員を配置すること。

4. 7 電源局舎駐在業務及びRAGによる灯火運用業務

- (1) 航空灯火施設等の日常点検、臨時点検及び障害が発生した場合の連絡通報並びに初動対応等また、RAGによる灯火運用業務のため電源局舎監視室に業務委託要員（以下「電源局舎在中職員」という。）を駐在させること。
- (2) 電源局舎駐在員は、道路交通法第84条に規定する運転免許のうち、普通自動車運転免許を有すること。
- (3) 電源局舎駐在員は、午前6時00分から午前8時00分まで及び午後7時30分から午前0時15分までは人数2名以上とし、午前8時00分から午後7時30分までは人数1名以上とする。
- (4) ライトチェックは、原則最終便到着後速やかに実施するものとし、1名は維持保全車両にて職員と実施し、もう1名は電源局舎の監視操作卓にて職員の指示による必要な灯火の点灯の操作を行うこと。
- (5) 電源局舎駐在員には、労働基準法に定められた休憩時間を与えること。
ただし、休憩中は常時連絡が可能な状態とし、作業上必要な場合には、休憩を中断して対応すること。その場合には代替の休憩を与えること。
- (6) 電源局舎駐在員の交替に際しては、十分な引継ぎ時間を設けること。

- (7) 電源局舎駐在員の勤務時間（休憩時間含む）を明記した月毎の勤務予定表を作成して、前月の20日までに監督職員に提出すること。なお、実施後は、翌月の5日までに勤務実績表を提出すること。
- (8) 電源局舎内で監視業務を行うのに必要な電力、水等は無償で 사용할 ことが出来る。
- (9) 運用時間、勤務時間及び作業員数などの変更が生ずる場合は、監督職員 の了承を得るものとする。

4. 8 応急復旧工

- (1) 業務責任者は、必要に応じ作業員を招集する。
- (2) 定期点検の作業実施中にあっても、必要に応じ作業を中断し、優先して対応すること。

5 委託業務の質の設定

5. 1 委託業務の質

本委託業務の実施にあたり達成すべき事項及び満たすべき水準は以下のとおりとする。

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
委託業務を通じて、航空の安全且つ円滑な運航を可能にすること。	信頼性の確保	航空灯火施設等の不具合における障害の応急復旧をすべて行うこと。	障害時の応急復旧未実施件数 【0件】
	安全性の確保	維持工事の安全管理体制不備に起因する当該施設内での作業員等の人身事故がないこと。	作業員等の人身事故の発生件数 【0件】
		維持工事の不備に起因する施設の運用停止により航空機の破損又は損傷並びに運航への停止がないこと。	施設の停止における航空機の運航停止件数 【0件】
	品質の維持	維持工事の不備に起因する電気施設の障害による航空保安施設の停止がないこと。	航空保安施設の停止件数 【0件】

5. 2 委託業務の各作業種別において確保すべき水準

委託業務の各作業種別においては、次の要求水準を確保すること。

(1) 通常点検及び保守業務

航空灯火施設等は、特殊な施設であり、各施設の性能及び機能維持が航空機の運航及び空港運営に影響するため、性能、構造、構成、回路等を理解して指定された作業を行うこと。

(2) 電源局舎駐在業務

(ア) 決められた要領・手順により航空灯火施設等が運用できる状態にすること。

(イ) 指定された業務を実施して、航空灯火施設等の異常又は異常の予兆を把握すること。

(ウ) 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連絡すること。

(エ) 監督職員の指示により又は緊急を要する場合は佐賀空港保安管理規程（セーフティ編）第5章飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細に基づき機器の操作を行うこと。

(3) 応急復旧工

復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。

6 費用負担等に関する留意事項

6. 1 現場事務所の設置

委託業務の実施に必要な仮設現場事務所等（以下、「仮設物」という。）の用地は、委託者において提供する。

仮設物に必要な水、電力及び電話等は受注者が手配すること。

受託者は、委託業務終了後、不要となった仮設物は、速やかに撤去を行い、使用した用地は原形に復旧のうえ返還しなければならない。

上記に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

6. 2 光熱水料

委託業務を実施するために必要な光熱水料は、委託者が無償で提供する。

ただし、受託者の現場事務所に関するものは除く。

6. 3 車両

委託業務を実施するために、ライトバン（小型貨物、1500～1900CC 程度、5 名乗車）などを1台以上受託者が準備すること。

また、航空灯火施設である進入灯や道路照明施設などの点検の際には、高所作業車を使用し作業を行う必要があるため、必要に応じ受託者が準備すること。

なお、空港制限区域内を走行する車両は、空港管理規程で定められた規格等に適合させ、所定の手続きを行い委託者の許可を得ること。

6. 4 工具及び測定器、雑材料等

委託業務を実施するために必要な工具及び測定器については、受託者において準備すること。

(1) 工具及び測定器は、常に健全なものを使用することとし、測定器にあつては定期的に校正を行うこと。

(2) 委託業務の実施に必要な雑材料及び消耗材は、受託者において準備すること。
雑材料及び消耗材は、全て良質完全なもので各種規格、基準に準拠されたものを使用すること。

6. 5 支給材料

委託業務に必要となる航空灯火施設等に使用される予備品については、委託者において準備し、受託者に支給する。

支給材料の品名、数量、引渡期日、引渡場所等については、監督職員と協議のうえ所定の手続きを行って受け取ること。

支給材料の引き渡しを受けた場合は、健全な状態で保管し、常に数量等を把握しておくこと。なお、本委託業務以外に流用してはならない。

また、年度末の在庫数を所定の書類に記載の上、提出すること。

6. 6 物品の貸与

(1) 無線機の貸与

空港制限区域内作業において、佐賀空港事務所及び管制塔との連絡に必要な空港用無線機は委託者が受託者に貸与する。

(2) 整備作業所機器

電源局舎内の整備作業所機器等については、委託業務の契約日を持って受託者にその使用を認めるものとする。

7 報告等について

7. 1 業務計画書

受託者は、契約当初の業務については県が提示する前年度契約業者の業務計画書及び工程表に準じ業務を行うものとするが、契約後すみやかに具体的な計画書及び工程表を県に提出し承諾を得ること。

7. 2 作業予定表及び作業計画書等

(1) 受託者は、通常点検、日常点検等の各種作業を行うにあたり月ごとの作業予定表及び勤務予定表を作成し、前月の20日までに県に2部提出すること。ただし契

約当初については、契約締結後速やかに提出するものとする。

- (2) 受託者は、(1)の作業予定表を基に別に定める作業計画書を当該作業日の前日までに県に2部提出し受領印押印後1部を控えること。
- (3) 通常点検や日常点検等の報告書については、点検の翌日に県に提出すること。
- (4) 佐賀空港SMS事象発生報告書については、対象となる事象発生があった場合に報告するものとする。些細な事象であっても情報共有のため可能な限り記載すること。なお航空局からの空港SMS事案については、委託者側からその都度周知するものとする。
- (5) 受託者は、月ごとの作業実績表及び勤務実績表を翌月の5日までに県に提出すること。

7. 3 業務実績報告書等

受託者は、「佐賀空港機能管理規程（セイフティ編）第5章飛行場灯火運用手順及び安全対策の詳細」実施細則および予備発電設備管理要領等に基づき、業務の遂行状況を下記により県に提出すること。

なお、契約期間中であっても航空局による規程変更等があった場合は、報告内容及び様式の変更または新たな報告書の提出を求めることがある。

- (1) 管理規程第5章 灯火施設及び電気施設の業務日誌に関する様式及び種類に該当するもの
 - (ア) 飛行場灯火等施設・受配電設備点検記録簿（第3号様式）
 - (イ) 部品取替簿（第3号の3様式）
- (2) 管理規程第5章 保守基準、定期保守の実施、定期点検の点検表に該当するもの
 - (ア) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 日常点検表（点検表-1）
 - (イ) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 週1回（月2回）点検表（点検表-2）
 - (ウ) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 月1回点検表（点検表-3）
 - (エ) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 3月1回点検表（点検表-4）
絶縁抵抗測定表（点検表4の別紙）
 - (オ) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 6月1回点検表（点検表-5）
 - (カ) P型進入角指示灯設置高さ及び仰角点検記録表（点検表-6）
精密進入角指示灯仰角測定表（点検表-6の別紙）
 - (キ) 航路標識灯点検表（点検表-7）
 - (ク) 佐賀空港飛行場灯火電気施設 エプロン照明灯 6月1回点検表（点検表-8）
- (3) 管理規程第5章別添5-4 予備自家発電設備管理要領に該当するもの
 - (ア) 予備自家発電設備点検表（様式-2）
 - (イ) 予備自家発電設備2週保守点検記録簿（様式2-2）
 - (ウ) 予備自家発電設備（3ヵ月・6ヵ月）保守点検記録簿（様式2-3）
 - (エ) （予備自家発電設備）緊急保守記録簿（様式-4）
 - (オ) 予備自家発電設備管理報告書（様式-6）

- (カ) 予備自家発電設備故障等報告書（様式-7）
- (4) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託に係る様式
 - (ア) 電力日報（様式 1）
 - (イ) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託 日報（様式 2）
 - (ウ) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託勤務予定（実績）表（様式 3）
 - (エ) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託月間作業予定（実績）表（様式 4）
 - (オ) 機械設備・空調機・送風機等保全月報（機械点検表 1-3）
 - (カ) 作業計画書（作業前日に提出、空港事務所様式）
 - (キ) 佐賀空港SMS事象発生報告書（別紙 2）

8. その他の事項

8. 1 施設破損の禁止

受託者は、委託業務の実施にあたり、受注者の過失、その他受託者の責に帰すべき事由により施設に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

8. 2 些細な事項の実施

受託者は、委託業務の実施にあたり、下記の事項を順守するものとする。

- (1) 関連する物品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、受託者の責任において実施すること。
- (2) 電源局舎内には、灯火電力監視制御装置等精密機器が設置されているため喫煙は禁止とし、必要な場合は電源局舎外で喫煙すること。なお、1人勤務の時は、電源局舎内の情報が確認できるような措置を講じるものとする。

8. 3 身分証明の携帯等

受託者は、身分を明確にするため、常時身分証明書を携帯させるとともに、社章又は、社名が入った上着を着用させること。

8. 4 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことのないよう、就業規則等により定めること。

8. 5 通知義務

受託者は、次の場合は委託者に連絡又は報告すること。

- (1) 業務要員に事故があった場合
- (2) 受託業務の実施が著しく困難となる事情が発生した場合
- (3) 空港の施設に異常を発見した場合
- (4) 空港の運用上危険な状況が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき

- (5) 航空灯火・電気設備等の事故、重故障及び地震その他の災害に対して緊急対策、経過状況観察及び特別な点検をしたとき
- (6) 点検及び巡回中に航空灯火・電気設備等の破損及び特別な点検を実施したとき
- (7) その他必要と思われる事項

8. 6 業務の引継（教育）

新規に受託者となった者は、一定期間の内に前任の受託者からの引継（教育）を受け、確実に業務遂行できるよう習熟し、県に損害を与えないようにすること。なお、新規受託者の教育（引継）に必要な経費は、新規受託者の負担で行うこと。また、前年度受託者から教育を受けながら受託業務を遂行するためには、前年度受託者の職員のうち最低8名を、令和7年6月1日以降1ヶ月以上配置する必要がある。

8. 7 関係官公署への手続き

受託者は、委託業務に係る関係法令の規定による諸手続を監督員と協議の上行う。

8. 8 現場管理

受託者は、現場管理について下記の事項を順守するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務を実施するための電源局舎内の盗難防止、火元確認、整理整頓及び清掃等について、責任を持って行うこと。
- (2) 受託者は、業務要員の健康状態をよく把握し、業務の実施に支障が生じないようにする。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に伴う業務要員の疾病、傷害、その他事故等については、原因の如何にかかわらず責任を負うこと。
- (4) 業務要員は、勤務時間中は統一した服装及び制限区域立入許可証を着用すること。
- (5) 受託者は、電源局舎が空港の制限区域の出入口であることを認識し管理すること。

8. 9 書類の整備

受託者は、委託業務に関する書類として、次に掲げる書類を電源局舎（監視室）に常備しなければならない。

- (1) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（6月～3月分）契約書（写し）
- (2) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（6月～3月分）特記仕様書
- (3) 佐賀空港航空灯火施設等運用管理委託（6月～3月分）仕様書
- (4) 航空灯火・電気施設工事共通仕様書（国土交通省航空局監修）最新版
- (5) 建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）最新版
- (6) 業務計画書及び業務工程表
- (7) 運転・監視及び定期点検並びに保守業務の記録表
- (8) 佐賀空港機能管理規程（セイフティ編）
- (9) 佐賀空港自家用電気工作物保安規程

- (10) 貸与品台帳
- (11) 委託業務要員名簿

8. 1 0 非常時の対応

- (1) 航空灯火・電気設備等の非常時の際には、監督員の指揮のもと、復旧に努めること。また、非常時の連絡があった場合、30分以内に業務責任者（代理可）は到着するとともに復旧体制が確保できること。
- (2) 航空事故等の非常時の際は、委託者の指示のもと行動すること。
 - (ア) 昼間運用時間については、電源局舎駐在員より業務責任者を通じ消火救難活動の補助が可能な要員の確保を行うこと。
 - (イ) RAG運用時間については、電源局舎駐在員2名の内1名は速やかに空港事務所の指示より行動ができる体制をとると共に、その他の消火救難活動の補助が可能な要員の確保は上記の（1）によること。

8. 1 1 検査

業務責任者は、委託業務で記録等により確認できるものを除き、監督員の立ち会いを求め、検査を受けること。

8. 1 2 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たり次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 航空法
- (2) 電気事業法
- (3) 佐賀空港自家用電気工作物保安規程
- (4) 佐賀空港条例
- (5) 佐賀空港管理業務処理要領
- (6) 佐賀空港制限区域内工事実施要領
- (7) 佐賀空港機能管理規程（セイフティ編）
- (8) 空港安全管理システム
- (9) 佐賀空港制限区域管理要領
- (10) その他関係法令、条例、規則、要綱等